

ポイント付与に関する細則

第1条（本細則）

1. 本細則は、アパホテル株式会社（以下「当社」）がアパホテル会員規約（以下「本規約」）に基づき提供するサービス（以下「本サービス」）のうち、当社グループ企業による住宅事業におけるポイント付与に適用されるものとし、お客様は本規約および本細則に同意のうえ本サービスを利用するものとし、本サービスを利用した時点で本規約および本細則に同意したものとします。
2. 本細則における用語は、特段の記載が無い限り、本規約の定義に準じるものとします。

第2条（ポイント付与の総則）

1. 本細則に基づくポイント付与は、アパホテル会員に対してのみ行うものとします。
2. 本細則に基づくポイント付与は、対象者本人に対してのみ行うものとします。
3. 本細則に基づくポイント付与の申請は、所定の申請書により、お客様から当社グループ企業を通じて行うものとします。なお、当社宿泊施設では、本細則に基づくポイント付与は行いません。
4. 申請書その他の書類等の記載に不足又は虚偽等があった場合、ポイント付与ができない場合があります。
5. 会員登録及びポイント付与は、所定の手続きにより一定の日数を要する場合があります。
6. 付与されたポイントが本規約に基づき使用できなくなった場合、当社および当社グループ企業は一切補償いたしません。
7. 本細則に基づくポイント付与は、当社および当社グループ企業等が提供するサービス又は特典と併用できない場合があります。

第3条（来場時のポイント付与）

1. 当社が指定する新築マンション物件の販売事務所に来場した場合、1,000ポイントを付与いたします。
2. ポイント付与の対象者は、以下の条件を満たした来場者としてします。
 - (1) 日本国内在住で、マンション購入を検討する20歳以上の方であること。
 - (2) 所定のマンション来場者アンケートの全項目に誠実に回答すること。
 - (3) 今後当社グループ企業から営業活動を受けることを承諾すること。
3. 本条によるポイント付与は、1物件につき1家族1回限りとしてします。

第4条（成約ポイント付与）

1. 当社グループ企業が売主であるマンション物件（住戸に限ります）を購入した場合、10,000ポイントを付与いたします。

2. ポイント付与の対象者は、マンション物件の購入者本人とします。なお、複数人による購入の場合、そのうちの1人に限ります。
3. 本条によるポイント付与は、売買代金全額の支払及び物件の引き渡しが完了した後にを行います。
4. 本条によるポイント付与は、住戸1邸の契約につき1回限りとします。

第5条（紹介ポイント付与）

1. 当社グループ企業が売主であるマンション物件（住戸に限ります）の購入者をご紹介いただいた場合、10,000ポイントを付与いたします。
2. ポイント付与の対象者は、紹介者本人とします。なお、紹介者は事前に所定の紹介伝票により購入者となるべき被紹介者を定めて当社グループ企業に紹介を行うこととします。また、被紹介者は未来場者に限ります。
3. 本条によるポイント付与は、購入者による売買代金全額の支払及び物件の引き渡しが完了した後にを行います。
4. 本条によるポイント付与は、被紹介者1人につき1回限りとします。
5. 紹介者は、前条による購入者へのポイント付与の有無にかかわらず、本条によるポイント付与を受けることができます。

第6条（キャンペーン等）

1. 当社は、キャンペーン等により、期間を限定して、付与するポイント数、付与条件その他を変更する場合があります。
2. 前項の場合、お客様は、対象期間の違いに起因するポイントの加算・補填等を求めることはできないものとします。

第7条（準拠）

アパホテル会員、ポイントその他について、本細則に定めのない事項は、本規約に従うものとします。

第8条（本細則等の変更）

1. 本細則等の内容は、予告なく変更する場合があります。なお、最新の内容は、当社グループ企業の公式サイト上にて公表いたします。
2. 変更された本細則等の内容について、変更後にお客様が本サービスを利用した場合には、当該お客様は変更された内容に同意したものとみなします。

2021年1月4日改定